

東京ロイヤルゴルフガーデン IC カードご使用約款

第1条（目的）

- ・東京ロイヤルゴルフガーデン（以下「当練習場」という）において使用する当練習場発行の IC カード（以下「カード」という）及び当日券については、本規約に則って取り扱うものとし、カード及び当日券の所持者（以下「利用者」という）は、本規約に従って利用するものとする。
- ・利用者がカード及び当日券を使用する場合は、当練習場の利用約款及び当利用規約が適用されることをあらかじめ了承するものとする。

第2条（カード及び当日券の使用）

- ・カード及び当日券は、当練習場の打席練習、施設利用及び商品購入の支払いにのみ利用できる。
- ・カード発行の際には、発行手数料として 300 円（税込）を徴収する。
- ・カード及び当日券は、利用者本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与及び換金することはできない。場合により、身分証明書の提示をお願いすることがある。
- ・本利用規約に違反してカード及び当日券が不正に使用された場合、またそのために生じる一切の債務については利用者が責任を負うものとし、カード及び当日券は失効する。

第3条（入金・チャージ）

- ・カードは所定の機器にてあらかじめチャージ（入金）することにより、当練習場のサービスを利用することができる。

- ・入金の上限額は 20,000 円とする。
- ・1枚のカードに繰り返しチャージすることができ、利用後のチャージ残高、プレミアム等については当練習場の所定の機器またはフロントにて確認することができる。
- ・チャージ残高、プレミアム等を他のカードに譲渡することはできない。なお、カードのチャージ残高、プレミアム等はいかなる場合も返金しない。

第4条（カード及び当日券利用の停止・利用資格の喪失・放棄）

- ・利用者が本規約に違反した場合もしくは違反する恐れがある場合、その他カード及び当日券の利用状況が不適切であると当練習場が判断した場合、当練習場は通知することなくカード及び当日券の利用を停止する措置をとることができる。この場合、利用者は当練習場に直ちにカード及び当日券の返却をしなければならない。また、その為に生じた一切の債務等については利用者がその責任を負うものとする。
- ・利用者が、カード利用を放棄して返却した場合も含めて発行手数料は返金しない。

第5条（カード及び当日券の不正利用）

カード及び当日券の不正利用につきましては警察に通報するとともに、そのために生じた全ての責任、損害をカード及び当日券利用者が責任を負うものとする。

第6条（カード及び当日券の紛失・盗難）

- ・カード及び当日券の紛失・または盗難にあった場合の利用者の損害については、当練習場は一切の責任を負わない。またその際の残高保証もしない。

- ・利用者の所持、保管に際して発生したカード及び当日券の破損及び電磁的影響、その他事由における記録データの毀損・消失による利用者の損害等について当練習場は一切の責任を負わない。
- ・カード及び当日券の破損、使用不能、紛失、盗難の場合は、速やかにフロントまでご連絡することとする。

第7条（反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する確認）

次の場合には、利用をお断りします。また、利用開始後に判明した場合も、利用の継続をお断りします。

1. 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋等（以下『反社会的勢力』という）に所属しているとみとめられるとき
2. 反社会的勢力を同伴又は紹介により入場させたとき
3. 公の秩序若しくは善良な風俗に反する行為をしたとき
4. 偽名又は他人名義で申し込みをしたとき

第8条（カード及び当日券の再発行）

- ・紛失や破損によるカードの再発行は、あらかじめカードの会員登録を完了している利用者とする。
- ・カードの再発行の申し出があった場合、本人確認の上、所定の発行手数料 300 円（税込）を徴収する。
- ・また、カードをお忘れになるなど新たなカードが必要になった場合も同様に再発行の手続きにより所定の手数料 300 円（税込）を徴収する。
- ・尚、再発行の際には、以前のカードは無効とする。
- ・当日券は、いかなる場合も再発行はしない。

第9条（失効）

- ・当練習場でカードのご利用が一年間ない場合、チャージ残高、プレミアム、サービスポイントは全て失効する。
- ・本規約に反する事象が認められた場合も、上記同様とし、利用継続をお断りする。

第10条（登録事項の変更）

利用者は、住所・氏名・電話番号等、登録の際の届け出事項に変更が生じた場合は速やかに当練習場へ連絡するものとする。なお、届出事項変更の連絡がない場合は、当練習場はカードの利用を停止する。

第11条（不慮の事故による損害）

天災等、当練習場の責任に帰すべからざる事由から発生した利用者の損害については、当練習場は責任を負わない。

第12条（約款の改定）

- ・当練習場は、必要に応じ本規約を変更・改定または廃止する場合がある。
- ・当練習場は、運営上の都合や障害の発生により、本規約に定めるサービスの提供を予告なく一時的に中断することがある。
- ・前項の場合において、当練習場は、一切の責任を負わない。

第13条（個人情報目的）

利用者から取得した個人情報は以下の場合に限り使用し、その目的以外は使用することはありません。

1. カードの再発行
2. 当練習場のサービス、商品、各種イベント・キャンペーンのご案内
3. 当練習場のサービス、商品等に関するアンケート
4. 当練習場のサービス、商品、各種イベント・キャンペーンの運営、管理、開発。

第 14 条（個人情報提供について）

利用者から取得した個人情報は以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に開示または提供いたしません。

1. 法令に基づき、公的機関から開示を求められた場合。
2. 施設内においての事故等により保険会社に提供する場合。
3. 利用者の生命、身体または財産の保護のために必要である場合であってご本人の同意を得ることが困難なとき。
4. 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の遂行のために必要がある場合であってご本人の同意を得ることが困難なとき。

東京ロイヤルゴルフガーデン

附則 2025 年 4 月 1 日 制定・施行